

事件名：国家公務員法第103条関係審査状況等（営利企業への就職関係審査内訳 平成10年分～12年分）の一部開示決定に関する件（平成13年諮問第4号、第5号及び第6号）

諮問日：平成13年12月28日

答申日：平成14年 9月 6日

答申書

第1 審査会の結論

営利企業への就職関係審査内訳（平成10年分～12年分）（以下「本件対象文書」という。）につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号及び第2号に該当することを理由に一部開示とした決定において、諮問後に行われた開示決定の変更後なお不開示とされている部分のうち、官職名の欄に記載されている民間企業の名称、在職期間の欄に記載されている当該民間企業での在籍期間及び離職の事情の欄の記載が「人事交流」である場合の同欄の記載については開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法第3条に基づく本件対象文書の開示請求に対し平成13年5月7日付け130普第216号、同第217号及び同第218号により会計検査院事務総長が行った本件一部開示決定を取り消し、その開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 法第5条第1号該当性

処分庁は、営利企業の就職審査に係る職員の氏名を開示しているにもかかわらず、職員の年齢、俸給表・級・号俸、就職先における年収等を不開示としている。

職員の氏名を開示したのは、人事院が国会及び内閣に報告している「営利企業への就職の承認に関する年次報告書」（以下「年次報告書」という。）において、職員の氏名が公表されているからであり、また、職員の年齢、俸給表・級・号俸、就職先における年収等を不開示としたのは、年次報告書において公表されていないからであるが、年次報告書の公表状況を唯一の拠り所にして、法第5条第1号ただし書イにより開示・不

開示の判断を行うことは悪しき前例主義である。年次報告書の公表の基準は、法が施行されていなかった時代に作られたものであり、法の施行に合わせて見直すことが必要である。

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条の規定により職員の営利企業への就職の承認に関する必要事項を国会及び内閣に報告させているのは、私企業との癒着防止が目的であるのは明らかである。公務員といえども、就職という個人的な事柄について氏名まで公表するのは、そのためである。就職審査のかなめの情報が公開されなければ、審査自体の信憑性が揺らぐことになる。

公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）では、「公務員の再就職については、いわゆる「天下り」問題として国民の強い批判があることを真摯に受け止め、再就職が権限・予算等を背景とした押し付け的なものであったり、特殊法人等の公的部門を再就職の安易な受け皿とすることがないように、国民の信頼を確保し得るルールを確立することとする。」とされており、いわゆる「押し付け」型再就職を排除することを決定している。

再就職が、「押し付け」型かどうかを判断する上で、法第5条第1号に該当することを理由に不開示とされた「離職・就職の事情」と以下の同条第2号に該当することを理由に不開示とされた「親会社の有無（出資比率）」欄の情報の開示が不可欠である。

(2) 法第5条第2号該当性

諮問庁は、「親会社の有無（出資比率）」欄の情報については、法第5条第2号イに規定する不開示情報に該当するとしているが、この情報を「公にすることにより」、どのような「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益」をどのように「害するおそれ」があるのかを具体的に立証していない。法は原則公開が本旨であり、不開示の理由について明確に説明する責任がある。

(3) 法第7条の裁量開示

営利企業への就職の承認制度の極めて高い公益性を考慮するならば、職員の個人情報や就職先営利企業の情報の中に不開示情報に該当すると判断するものが含まれる場合であっても、法第7条の規定に従った可能な限りの開示が求められるものである。

(4) 理由の提示について

拒否処分における理由の提示は、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必

要であり、このような配慮を欠いた不開示を含む決定は、法第9条及び行政手続法（平成5年法律第88号）第8条に違反している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等についての基本的考え方

- (1) 国家公務員の再就職に係る情報（当該職員の氏名、在職期間、離職時の官職、就職先の企業名、その企業における地位等）は、いずれも当該国家公務員の「個人に関する情報」（法第5条第1号本文）である。

しかし、国家公務員が人事院の承認を得て営利企業に再就職した場合は、人事院は当該再就職に関する一定の事項を国会及び内閣に対し報告しなければならないとされている（国家公務員法第103条第9項）。

したがって、人事院が国会及び内閣に対し報告している事項については、法第5条第1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し開示されるべきものとする。

- (2) 国家公務員法第103条第3項に基づく承認のうち、人事院規則14-4（営利企業への就職）（平成9年人事院規則14-4-3）第4条により、行政職俸給表（一）9級相当以下の職員が営利企業の非役員の地位に再就職する場合に係る承認については、所轄庁の長（各府省大臣及び各外局の長等を指し、会計検査院の場合は会計検査院長である。）に権限が委任されている。

そして、年次報告書には、この委任分の承認に係る国家公務員の再就職に関する情報については含まれておらず、現在は、法令の規定により公にされている情報には該当しないが、規定の趣旨からみて、人事院が国会及び内閣に報告している事項と同じ範囲において公にすることが予定されている情報であるといえる。

したがって、この委任分に係る国家公務員の再就職に関する情報についても、法第5条第1号本文が規定する個人に関する情報ではあるが、人事院が国会及び内閣に報告している事項と同じ範囲の情報については、同号ただし書イの情報に該当し開示されるべきものとする。

- (3) これに対し、国家公務員の再就職に関する情報のうち、年次報告書において国会及び内閣に報告されている事項以外の情報については、法第5条第1号本文が規定する個人に関する情報であり、また、法令の規定により又は慣行として公にされている情報ではないから同号ただし書イの規定により開示されるべきものに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハの規定により開示されるべきものにも該当しない。したがって、

これらの情報については、同号本文の規定により不開示情報となると考える。

2 不開示の理由

- (1) 本件対象文書は、所轄庁の長に承認の権限が委任されている職員に係る就職についての「営利企業への就職関係審査内訳」(平成10年分～12年分)である。

本件対象文書に記載された情報について、前記1の基本的な考え方により、開示、不開示の判断を行った。不開示部分及び不開示の理由については、次のとおりである。

職員の年齢、俸給表・級・号俸、就職先における年収及び離職・就職の事情

これらの情報については、法第5条第1号本文が規定する個人に関する情報であること、また、年次報告書を含め公にはされていないことから、同号ただし書イの規定により開示すべきものに該当せず、また、同号ただし書ロ又はハの規定により開示すべきものにも該当しないと判断し、不開示とした。

官職名、在職期間

これらの情報のうち、当該記入欄に記載されている民間企業在籍時の職名及び在籍期間については、当該国家公務員の民間企業在籍時の経歴に関する情報であって、法第5条第1号本文が規定する個人に関する情報であること、また、年次報告書を含め公にはされていないことから同号ただし書イの規定により開示すべきものに該当せず、また、同号ただし書ロ又はハの規定により開示すべきものにも該当しないと判断し、不開示とした。

就職年月日

就職年月日については、法第5条第1号本文が規定する個人に関する情報であること、また、年次報告書を含め公にはされていないことから、同号ただし書イの規定により開示すべきものに該当せず、また、同号ただし書ロ又はハの規定により開示すべきものにも該当しないと判断し、不開示とした。

しかし、人事院は、平成14年3月27日に国会及び内閣に提出した平成13年の年次報告書において従来の取扱いを一部変更し、人事院承認分に係る国家公務員の再就職の年月日についても年次報告書に記載することとした。

上記の取扱いの変更により、国家公務員の再就職の年月日について

は、委任分に係るものについても、人事院承認に係るものと同様、国家公務員法第103条第9項の規定により国会及び内閣に対する報告が予定されている情報、すなわち、「法令の規定」により「公にすることが予定されている情報」(法第5条第1号イ)に該当することになったものと考えられる。

以上を踏まえ、「就職年月日」として記載されている情報については、追加意見書においてこれを開示することとして差し支えない旨を表明するとともに、原処分庁において開示決定の変更を行って、当該部分について開示したものである。

出資比率

親会社の出資比率については、原処分では、法人の出資比率が当該法人の経営事情に関する事項であり、一般的には、これを開示することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号が規定する不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

しかし、本件対象文書において、親会社の出資比率に関する情報が記載されているのは1社のみであり、その出資比率は一般に公表されているものである。したがって、同会社に対する親会社の出資比率を開示したとしても、その正当な利益を害するおそれはなく、当該出資比率については法第5条第2号イが規定する不開示情報に該当しないものである。

以上を踏まえ、「出資比率」として記載されている情報については、意見書において、これを開示することとして差し支えない旨を表明するとともに、原処分庁において開示決定の変更を行って、当該部分について開示したものである。

(2) 理由の提示について

本件一部開示決定に当たり、開示決定通知書に付記した不開示理由の記載は、不開示とした情報の種別ごとに法の該当条項を示すに止めたものとなっている。

しかし、本件一部開示決定において不開示とされた情報は、諮問後の開示決定の変更により開示した出資比率を別とすれば、行政文書開示決定通知書に具体的に記載されているとおり、会計検査院において再就職の承認を行った国家公務員の年齢、俸給表・級・号俸、年収、離職・就職の事情、就職年月日等に関する情報である。したがって、これらはいずれも法第5条第1号本文が規定する個人に関する情報であり、不開示情報に該当することは明らかである。

すなわち、本件一部開示決定における不開示理由の記載は、簡潔なものではあるが、本件不開示決定における慎重・合理性を担保し、また、申請者において当該記載によりその不開示理由を明確に認識することができるものである。したがって、本件一部開示決定処分は法第9条及び行政手続法第8条の規定に違反した違法なものではないと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成13年	12月28日	諮問書の收受
	同日	諮問庁から意見書を收受
平成14年	2月28日	審査請求人代理人から意見書を收受
同年	3月8日	審査請求人代理人から資料を收受
同年	3月15日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房人事課長）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分、審査請求人代理人及び同補佐人からの口頭意見陳述の聴取及び審議
同年	7月12日	諮問庁から追加意見書を收受
同年	7月29日	諮問庁から開示決定の変更についての通知文書を收受
同年	8月9日	審議
同年	9月4日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の性質等

国家公務員法第103条第2項及び第3項により、職員は、人事院の承認を得た場合を除き、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関等と密接な関係にある営利企業（その子会社を含む。）に就職してはならないこととされている。

そして、この承認の権限は、行政職俸給表（一）9級相当以下の職員については、人事院規則14-4（営利企業への就職）第4条により、所轄庁の長（会計検査院の場合は会計検査院長）に委任されている。

また、承認の基準は、上記人事院規則14-4第5条及び「人事院規則14-4（営利企業への就職）の運用について」（平成9年職職-448事務総長）に定められており、これによると、次のいずれにも該当せず、公務の公正性の確保に支障が生じない場合に、承認することができることとされている。

営利企業に対し処分、行政指導等の権限に携わる職員が当該権限に係

る営利企業に就職する場合

官房長、局長相当職以上の職員が、在職機関が営利企業に対し免許等の強い行政上の権限を有することによりその運営に重大な影響を及ぼし得る関係にある営利企業に就職する場合

職員が在職機関と上記 の関係にある営利企業の代表取締役等に就職する場合

在職機関と営利企業との間の契約の締結に携わった職員（年度ごとの契約総額が2000万円未満である職員及び5年間の契約総額の営利企業の5年間の売上高の総額に占める割合が1パーセント未満であり、かつ、それぞれの年度の割合が5パーセント未満である職員を除く。）が当該営利企業に就職する場合

在職機関と営利企業との間の契約の総額の営利企業の売上高の総額に占める割合が25パーセント以上の営利企業に就職する場合

営利企業での職務内容に、在職機関に対する許可の申請、契約の折衝等の業務が含まれる場合

本件対象文書は、人事院から会計検査院長に承認権限が委任されている行政職俸給表（一）9級相当以下の職員に係る営利企業への就職関係審査内訳（平成10年分～12年分）であり、会計検査院から人事院に報告が行われたものである（上記の承認権限は、会計検査院長から会計検査院事務総長に再委任されている。）。)

なお、本件対象文書には、人事院がその承認の権限を有するもののうち、人事院規則14-4第5条第2項に定められている人事交流等の特例基準に該当するものについて人事院の承認のあったものとして取り扱うことができることとされていることにより、会計検査院においてそのように取り扱ったもの（以下「包括承認分」という。）に関して報告が行われたものが含まれている。

本件対象文書には、次の各欄が設けられ、所要の事項が記載されている。また、欄外には、省庁名、担当官所属・氏名、電話番号、承認分・不承認分・非該当分・包括承認分の別・件数及び頁数を記載する欄が設けられている。

氏名（年齢）

離職前5年間の官職等（官職名（俸給表・級）及び在職期間）

就職先（営利企業名（業種・資本金）、親会社の有無（出資比率）及び地位（職務内容・年収））

国の機関と当該営利企業との関係（所管部局）

特定行政権限関係の有無（内容）

職務上の関係の有無（内容）

契約関係の内容（年度、当該企業の売上高、依存度、関与額（関与率））

離職・就職の事情

承認年月日（就職年月日）及び早期退職等の措置の有無

2 不開示情報該当性

本件対象文書の各欄に記載された以下の情報については、法第5条第1号に該当することを理由に不開示とされている。

職員の年齢

職員の俸給表・級・号俸及び就職先における年収

職員の離職・就職の事情

官職名・在職期間（ただし、民間企業在籍時に係るもののみ。）

就職年月日

また、営利企業の親会社の出資比率については、同条第2号イに該当することを理由に不開示とされている。

なお、前記第3諮問庁の説明の要旨の2(1)のとおり、職員の就職年月日及び営利企業の親会社の出資比率については、諮問後に開示決定の変更が行われ、開示されている。

以下、諮問庁がなお不開示とすべきであるとしている部分の不開示情報該当性について、検討する。

(1) 法第5条第1号該当性

本件対象文書に記載されている就職する職員個人に関する情報は、氏名等が含まれた職員個人を識別することができる情報であり、法第5条第1号本文の特定の個人を識別することができる情報に該当する。

不開示とした職員個人に関する情報について、これらの情報が職員の再就職に関する情報であることから、法第5条第1号ただし書口又はハに該当しないことは明らかであり、同号ただし書イ該当性について、検討する。

ア 職員の年齢

本件対象文書に記載されている職員については、その俸給表・級からみて、年齢を公にする慣行はなく、法第5条第1号ただし書イには該当しないと認められる。

イ 職員の俸給表・級・号俸及び就職先における年収

職員の俸給表・級・号俸及び就職先における年収は、職員個人の収入に関する情報そのものであり、これらの情報を公にする慣行はなく、

法第5条第1号ただし書イには該当しないと認められる。

ウ 職員の離職・就職の事情

本件対象文書において、離職の事情の欄には、勸奨、定年、自己都合、人事交流及びその他の別が、また、就職の事情の欄には、官の斡旋、知人の紹介及びその他の別が記載されている。

そして、これらの情報については、法第5条第1号本文が規定する個人に関する情報であること、また、年次報告書を含め公にはされていないことから、同号ただし書イの規定により開示すべきものに該当しないなどとして不開示とされている。

しかし、平成14年3月27日に人事院が国会及び内閣に報告した平成13年の年次報告書には、委任分及び包括承認分の承認に係る国家公務員の再就職に関する情報が新たに記載されており、人事院規則14-4第5条第2項の特例基準として定められている人事交流、早期転職、教育・研究及び任期付職員に該当するものとして承認したものについてはその旨が明記されている。

したがって、離職の事情の欄の記載がこの特例基準に該当するものである「人事交流」である場合には、当該情報は公にすることが予定されているということができ、法第5条第1号ただし書イに該当することから、この場合の離職の事情の欄に係る記載は開示すべきである。

なお、その他の離職・就職の事情に関する情報については、職員個人固有の生き方・生活設計にかかわる情報であり、これらの情報を公にする慣行はなく、法第5条第1号ただし書イには該当しないと認められる。

エ 官職名・在職期間

本件対象文書において、承認の対象となった国家公務員が離職前5年間に民間企業に在籍していた場合には、官職名の欄には在籍した民間企業の名称、所属部署等が、在職期間の欄には当該民間企業における在籍期間がそれぞれ記載されている。

そして、これらの情報については、当該国家公務員の民間企業在籍時の経歴に関する情報であって、法第5条第1号本文が規定する個人に関する情報であること、また、年次報告書を含め公にはされていないことから同号ただし書イの規定により開示すべきものに該当しないなどとして不開示とされている。

国家公務員法第103条第9項により人事院が内閣及び国会に報告することとされている離職前5年間に在職していた官職は、国家公務

員法第103条第2項に規定する国の機関又は特定独立行政法人（以下「国の機関等」という。）における官職である。

しかし、年次報告書では、離職前5年間に於いて国の機関等に該当しない団体等に在籍していた期間がある場合は、従来から、当該団体等の名称及び在籍期間について注書きとして記載されてきている。

したがって、離職前5年間の経歴については、国の機関等に該当しない団体等の名称及び在籍期間を含めて公にする慣行があるものと認められる。そして、承認の対象となった国家公務員が離職前5年間に在籍していた民間企業は、上記の国の機関等に該当しない団体等に該当することから、その名称及び在籍期間は法第5条第1号ただし書イに該当するものである。

以上のことから、官職名の欄に記載された民間企業の名称及び在職期間の欄に記載された当該民間企業での在籍期間については開示すべきである。

なお、国の機関等に該当しない団体等の名称及び在籍期間以外の所属部署等に関する情報については公にする慣行はなく、法第5条第1号ただし書イには該当しないと認められる。

(2) 法第7条の裁量開示

審査請求人は、営利企業への就職承認制度の極めて高い公益性を考慮すれば、本件対象文書に法第5条第1号又は第2号の不開示情報に該当すると判断するものが含まれる場合であっても、法第7条の規定による裁量開示をすべきである旨主張している。

職員の再就職に関しては、いわゆる「天下り」問題として国民の関心が高いところであり、人事院による営利企業への再就職承認制度に係る年次報告書の国会等への報告及び公表が行われることにより、再就職者及び再就職先に関する必要な情報を公表することとされているところである。

そして、再就職の承認が適正に行われていることについての説明責任を果たす観点からは、本件において開示すべきであると認められる情報を含めて考えれば、必要な条件を満たしているものと考えられる。

このため、本件において、なお不開示とすべきであると認められる情報である職員の年齢、俸給表・級・号俸、就職先における年収、離職・就職の事情（ただし、当該事情が人事交流である場合を除く。）についてさらに開示することが不可欠であるとはいえない。

したがって、これらの情報について法第7条の規定を適用して公にす

るだけの公益上の必要性が特にあるとは認められない。

(3) 理由の提示について

審査請求人は、請求拒否処分における理由の提示は、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、このような配慮を欠いた不開示決定は、法第9条及び行政手続法第8条に違反する旨主張する。

法第9条に基づく行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定は、行政手続法第8条の申請により求められた許認可等を拒否する処分に該当するので、同条の規定に基づきその決定の際にその理由を提示することが求められる。

行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、求められる理由付記としては十分とはいえない。すなわち、根拠規定に加え、少なくとも当該行政文書中のどのような情報をどのような理由で不開示としたのか、特に、根拠規定中に複数の不開示理由が含まれている場合にはそのうちのいずれに該当するのを示さなければ、開示請求者において不開示の理由を知り得ないのが通例であると考えられる。

本件一部開示決定についてみると、まず、就職した職員に関する情報については、その理由として、当該情報が法第5条第1号に該当することを述べているに過ぎず、同号にいう「特定の個人を識別することができるもの」あるいは「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の利益を害するおそれがあるもの」のいずれに該当するかについて明確に述べるところがなく、上記の要請に照らしてみれば、十分な記載であるとはいえない。

また、就職先営利企業に関する情報については、不開示とされる部分が親会社の出資比率であることは、開示決定通知書中に明らかにされているものの、不開示の根拠となる規定については、法第5条第2号であることを述べているに止まり、同号イ及びロに掲げる2種類の情報のうちいずれに該当することを理由とするものかについて触れるところがないことから、上記と同様に十分な記載であるとはいえない。

しかし、本件の場合、就職した職員に関する情報については、不開示

とされた情報が職員の年齢、俸給表・級・号俸、就職先における年収、離職・就職の事情、官職名及び在職期間（ただし、官職名及び在職期間については、民間企業在籍時に係るもののみ。）についてのものであることは開示決定通知書中に明示されており、また、「氏名」については、不服申立ての前に開示されていることから、これらの情報の不開示が「特定の個人を識別することができる情報」であることを根拠とするものであることは、おのずから推し量られるところである。また、就職先営利企業に関する情報である出資比率については、諮問後の開示決定の変更により開示されているものである。

これらの事情にかんがみると、本件一部開示決定が、行政手続法第8条の規定に違反し取り消されるべきものであるとはいえない。

3 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、諮問後に行われた開示決定の変更後なお不開示とされている部分のうち、官職名の欄に記載されている民間企業の名称、在職期間の欄に記載されている当該民間企業での在籍期間及び離職の事情の欄の記載が「人事交流」である場合の同欄の記載については開示すべきであると判断した。

会計検査院情報公開審査会

委員 碓井 光明

委員 隅田 一豊

委員 五代利矢子